

安全報告書

2022 年度
(令和 4 年度)

本報告書は航空法第 111 条の 6 に基づいて作成したものです。

sAcc 静岡エアコミュータ株式会社

1. 輸送の安全を確保するための事業運営の基本方針（規則第 221 条の 6 第 1 号）

《事業運営方針》

1. 徹底した安全運航の維持
2. 社会への貢献
3. 法令順守

《安全方針》

安全は当社の存立基盤です。私たち、一人ひとりが自己の職責とプロ意識をもち安全運航の確保のため、たゆまぬ取り組みを行います。

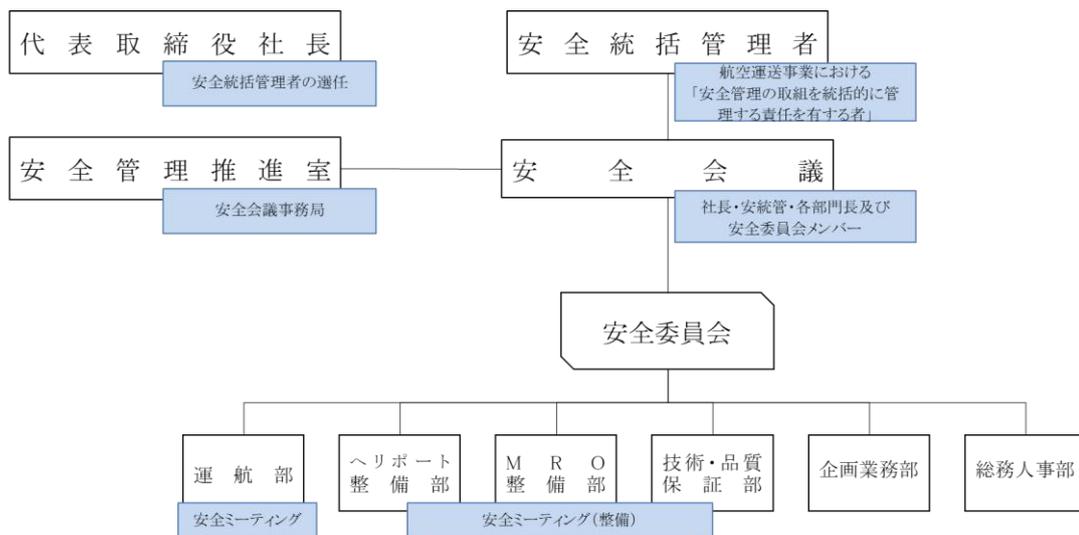
《安全に係る行動指針》

1. 法令・規程を遵守し、基本に忠実に業務を遂行します。
2. 迷ったときは安全を最優先に行動します。
3. 推測に頼らず、必ず確認をします。
4. 情報は漏れなく迅速かつ正確に伝え、安全の実現に活かします。

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理体制（規則第 221 条の 6 第 2 号）

(1) 安全確保に関する組織の情報

① 安全確保に関する組織の関係図



② 安全管理体制組織の機能・役割

ア：社長

安全に関する最終的な責任を有し、経営の最優先事項である安全への取組みを安全統括管理者とともに指揮します。

イ：安全統括管理者

会社の安全管理に係わる取組みを統括的に管理する責任を有し、社長を補佐し安全施策・安全投資等の重要な経営上の意志決定に直接関与します。

また、認定事業場における「安全管理に責任を有する者」の責務も負います。

ウ：安全管理推進室長

安全統括管理者を補佐し、安全管理体制の有効性と妥当性に関する事項及び安全管理体制の改善の必要性について報告を行い、安全への取組みを推進します。また、社内への安全情報の提供や安全教育等の啓蒙活動を行います。

エ：安全会議

安全会議は、会社全体での安全に関係する問題点及び必要な改善策を検討し、会社の安全管理体制の継続的な改善を図るための施策を決定します。

オ：安全委員会

安全委員会は、安全施策を計画的に実施して事故の未然防止を図ることを主眼として、事故防止のための対策及び処置について検討するとともに、社員の安全意識の高揚に努め、会社の安全な状態を維持するために設置されます。

カ：安全監査

安全監査は、安全統括管理者が指名する者を責任者として、年に1回適切な時期に会社の安全管理体制について内部監査を実施します。

③ 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理担当者の人数（2023年03月末時点）

航空機乗組員：15名

整備従事者：28名（有資格整備士）

運航管理担当者：10名（航空機乗組員の兼務含む）

(2) 日常運航の支援体制

① 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理担当者に係わる定期訓練及び審査の内容

「運航規程審査要領：空航第58条」、「整備規程審査要領：空機第73号」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領（安全関係）：空機第68号及び第69号」に基づいて各規程を設定し、定期訓練及び審査を実施しています。

これらの通達については、国土交通省航空局のホームページ

(<https://www.mlit.go.jp/koku/index.html>) をご覧下さい。

② 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

日常運航において問題が発生した場合、当該運航担当者は各部門で設定された報告書により部門長に状況を報告します。各部門でその内容を分析し、必要があれば各部門の安全ミーティングで再発防止措置・予防対策を実施します。会社全体で検討が必要な場合は安全会議で会社としての対策・処置を実施し、またSACC安全情報の配信を通じて社内に周知徹底し、安全運航を確保しています。

③ 安全に関する社内啓蒙活動等の取り組み

ア 各部門安全ミーティング

安全ミーティングでは、各部門単位で安全に関係する問題を討議し、改善策を検討しています。また各社員に対して安全意識の高揚のための安全教育を実施しています。自らの部門で解決できない問題点については安全会議の場の上申し、会社全体としての解決を図っています。

イ SACC安全情報

安全ミーティングで収集された情報を安全会議で検討し、周知徹底事項、改善事項、安全教育事項及びその他必要事項を掲載したSACC安全情報を、毎月全社員に対し通知しています。

④ 使用している航空機に関する情報 (2022年4月1日～2023年3月31日)

機種	機数	座席数 (席)	年平均飛行時間 (時間/機)	導入開始 時期 (年)	平均機齢 (年) 2023年3月時点
EC135	3	7	70	1998	18.9
AW109SP	5	7	276	2015	4.8



3. 法第 111 条の 4 の規定による報告（規則第 221 条の 6 第 3 号）

法第 111 条の 4 に規定する「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」（事故、重大インシデント及びその他安全上のトラブル）の発生状況

(1) 報告総件数

2022 年度は合計 109 件の報告をしました。

(2) 主要な事態の概要及び対応状況

109 件の内、105 件は、業務改善勧告を受けるに至った東京航空局による立ち入り検査において発見された運航規程及び整備規程に違反する事態でした。内訳としては、96 件は整備作業における部品交換を行ったものの搭載用航空日誌への記載が漏れていた事態であり、その他 8 件が機器の故障に対する修理持越し時の書類上の手続きが不適切であった事態及び 1 件が耐空性改善通報に係る繰り返し点検を実施していたにも関わらず搭載用航空日誌への記載が漏れていた事態でした。

思い込みや書類処理方法の徹底不足に起因するヒューマンエラーによるもので、航空局の指示に従って搭載用航空日誌への記載を行うとともに、事例周知とコンプライアンス教育を実施し、再発防止を図っています。

その他の 4 件はそれぞれ個別の事例であり、飛行規程に定められた運用限界を超過した事態、整備作業中にメイン・ローター・ブレード、シート・レールに損傷が発見された事態及び定時点検中の ELT の作動不具合に関する事態でした。

(3) トラブルの種類別、機種別、国内線・国際線の別の発生状況等、参考となるデータ

① 航空機の構造が損傷を受けた事態（1 件）

整備作業中にメイン・ローター・ブレードにクラックを発見しました。不具合部品入手後を交換する予定です。

② 飛行規程に定める運用限界を超えた事態（1 件）

追加飛行規程に定められた搭乗者限界、最小乗組員数の規定を逸脱し運航しました。当事者（機長及び整備士）に対して各部長から口頭指導を実施し、業務に復帰しています。

③ その他（安全上の支障を及ぼす事態）（107 件）

ア 一次構造部分の亀裂、腐食、座屈、剥離等による損傷並びに止め具が同時に複数個弛んだ場合又は外れた場合であって、規則第 5 条の 6 で定める作業区分のうち大修理に該当する修理を要するもの（1 件）

イ 運航規程に関する事態（8 件）

ウ 整備規程に関する事態（98 件）

4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置
(規則第 221 条の 6 第 4 号)

- (1) 航空機の正常な運航に支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置
『該当事項はありません。』
- (2) 事業改善命令、嚴重注意その他文書による行政処分、行政指導を受けた場合の措置
2023 年 1 月 18 日に、東京航空局長から、『業務改善勧告』及び『安全統括管理者の職務に関する警告』を受けました。同年 2 月 20 日東京航空局長に対し、『業務改善勧告および安全統括管理者への警告に対する是正措置について』の報告書を提出し、現在、再発防止のための是正対策に取り組んでいます。
- (3) 安全性向上のために講じた措置及び講じようとする措置
 - ① 整備部門の再編
2022 年 1 月 18 日に導入した整備本部制をさらに強化するため、事業機の整備業務を扱うヘリポート整備部に新たに品質管理課を設け、主に他社事業機の整備業務を請け負う MRO 整備部との業務を分離することで、ヘリポート整備部と MRO 整備部の責任と権限を明確化する予定です。
- (4) 輸送安全の状況に関する総括評価
2022 年度も、事故・重大インシデントを発生させることなく安全運航を維持することができました。しかし、2022 年 8 月に作動油圧指示系統の不具合により、出発地への引き返したイレギュラー運航に相当する事案が発生しました。また、2022 年度の安全目標としていた『褒める文化の醸成』のための表彰制度の導入と年間 10 件の表彰及びヒヤリハット報告 (年間 50 件以上) につきましたは、目標を達成することができませんでした。
2023 年度は更なる安全品質の向上を目標として継続した安全活動に取り組めます。
- (5) 2023 年度安全目標
安全は当社の存立基盤であり最優先事項です。
私たち一人ひとりが自己の職責とプロ意識を持ち、安全目標 (指標) の達成に全社一丸で取り組みます。
 - ① 航空事故及び重大インシデントの発生 : 0 件 (重大指標)
会社設立以降の航空無事故記録を継続するため、航空事故及び重大インシデントの発生件数年間 0 件を目指します。
 - ② イレギュラー運航の発生 : 0 件 (前兆指標)
 - ①の航空事故及び重大インシデント発生 0 件を達成するためにも、航空事故の前兆となるイレギュラー運航を発生させない事は重要であり、発生件数年間 0 件を

目指します。

- ③ 社外で開催される安全セミナー、教育等への参加：年間 10 件以上（活動指標）
業務に係る知識、法体制や仕組みの理解を深め、安全に対する更なる基盤強化を目的として、外部機関でのセミナーや各種教育等への参加をすすめて参ります。また、受講者のみならず、他社員の知識レベルや模擬経験値の向上が期待できることから受講内容の社内フィードバックを併せてすすめます。
- ④ 安全管理システムの再構築とその定着のため、社内教育の開催：毎月 1 回（年間 12 回）以上（活動指標）
2023 年 1 月の業務改善勧告への対応として、安全管理システムの再構築を行い、その定着を図るため、定期的に安全等に関わる社内教育を行います。
- ⑤ ヒヤリハットレポートの報告と 1 ヶ月以内のリスク評価の実施：年間 50 件以上（監視指標）
どんな小さな気づきでも躊躇することなく報告できる職場環境を構築し、不安全事象要因の早期摘みとりを定着させていきます。

以上